

# 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション重要事項説明書

## 事業所の概要

事業所名；医療法人宏友会さとう内科医院デイケアセンター

所在地；長崎市富士見町3番25号 〒852-8022

電話番号；095-861-1477

介護保険事業所番号；4270105580

1 当院は、長崎県知事指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション施設です。

(事業所番号 4270105580)

2 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション施設の目的及び運営方針

当院は、「安らぎ」と「再生」をコンセプトとして、要支援(1, 2)者に対しては、介護予防を計るため及び要介護者に対しては、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理のもとに機能訓練その他の必要なサービスを提供します。

3 従業者の職種ごとの員数と職務内容

当院で指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション施設サービスを担当する職員数と職務は次の通りです。

(1) 医師	1名 (常勤)
	1名 (非常勤)

医師は、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行います。

(2) 理学療法士	2名 (非常勤2名)
(3) 作業療法士	2名 (常勤1名、非常勤1名)
(4) 介護職員	3名 (常勤1名 非常勤2名)

#### 4 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次の通りです。

① 営業日：月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、8月13～15日、12月30日～1月3日は除きます。(変更になることがあります。)

② 営業時間

午前の部 午前9時～12時 午後の部 午後2時～午後5時

③ 電話により24時間常時連絡ができる体制をしています。

#### 5 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの定員等

指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの定員は40人です。定員をこえたサービスはお受けできませんのでご了承ください。

#### 6 サービスの内容

1) 実施する指定介護予防通所リハビリテーションは次の通りです。

① 要支援者に対し、介護予防のためのマシン利用した筋力トレーニングと、リラクゼーションとしてのマッサージを主としたリハビリテーション。

2) 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りとする。

① 3時間以上4時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション。

② 当施設で必要と判断された要支援、要介護者は、居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎を施行します

③ 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行います。

(1) 目的

① ADLの低下防止

② QOLの維持・向上

③ ねたきり防止

④ 社会性の維持・向上

⑤ 精神状態の改善

⑥ その他、利用者の状態の改善

## (2) 訓練等

- ① マシーンをを用いた筋力トレーニングと運動療法
- ② マッサージを主とした理学療法（物理療法を含む）
- ③ 日常生活動作に関する訓練
- ④ 自助具適用・使用訓練
- ⑤ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ⑥ レクリエーションを通じた訓練（集団活動）

## 7. 通常の事業の実施範囲

長崎市の区域。

## 8. 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、作業療法士、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9. 利用料その他の費用の額

指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額です。

・通所リハビリテーション利用料（基本料） 1 単位＝10.17 円

利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 時間以上 3 時間未満	380 単位	436 単位	494 単位	551 単位	608 単位
3 時間以上 4 時間未満	483 単位	561 単位	638 単位	738 単位	836 単位
リハビリテーション管理加算 (B) イ	6 月以内 830 単位、6 月超 510 単位（月 1 回以上利用 1/月）				
通所リハ提供体制 加算 1	12 単位（3 時間以上利用の場合 利用 1 回あたり）				

※リハビリテーション管理加算は、適宜適切でより効果的なリハビリテーションを実施するための仕組みの評価です。

・短期集中リハビリテーション実施加算料 1 単位＝10.17 円

退院（所）日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に行われた場合	110 単位
送迎を行わなかった場合	-47 単位（片道）

※退院（所）又認定日から起算して 3 月以内に個別にリハビリテーションを集中的に実施した場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定します。

・介護予防通所リハビリテーション利用料 1 単位＝10.17 円

	要支援 1	要支援 2
基本料	2053 単位／月	3999 単位／月
事業所評価加算	120 単位／月	
減算（12 月超利用時）	-20 単位／月	-40 単位／月
科学的介護推進体制加算	40 単位／月	

※利用者負担は個人差があります（1 割もしくは 2 割または 3 割）

※その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

（R3 年 4 月 介護保険改定によるもの）

- 2 利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行うリハビリテーションの場合  
(ただし、単位内におけるリハビリテーションは、定員を超えない)
  - ・ 20分 1,000
- 3 オムツ代：1枚につき、 50円
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収します。
- 5 利用者の希望によって上記2～4の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けます。

#### 10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所など変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

#### 11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止するこ

とができない場合に限りです。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 金子 翼

- (2) 虐待防止のための対策を検討する会議・研修を定期的に行い、従業員に周知徹底を図ります。

- (3) 家庭環境により虐待の危険性が高い利用者については、十分な援助を心掛け、専門機関との連携を図ります。

- (4) 事業者はサービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業員により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを長崎市に通報するものとする。

## 13. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、御不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも、以下の相談窓口までお申し付けください。

### ① 事業所の相談、苦情窓口対応等：

担当者 金子 翼

電 話； 095-861-1477      080-9241-3570(直通)

FAX； 095-833-1014

苦情があった場合は、直ちに利用者との連絡を取り、事情をお伺いし、苦情内容の把握の後、必要な対応を行います。また、苦情の内容によっては、市町村や、居宅介護支援事業者との連絡を取り、必要な対応を行います。

### ② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び長崎県国民健康保健団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

#### 14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族に連絡し、御説明いたします。

また、利用者に対して、当事業所の通所リハビリテーションの提供により何らかの紛争が発生した場合は、長崎県医師会医療紛争処理委員会に委任の上、責任をもって解決に努力いたします。

#### 14. 心身の状況の把握

指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 15. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 16. サービス提供等の記録

- ① 指定介護予防通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 17. 非常災害対策

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者は事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

## 18. 衛生管理等

- ① 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

## 19. その他

- ① 新たな合併症や病状悪化等により、当院での治療が困難な場合には、他の医療機関などに転医していただきます。その場合予め説明いたします。
- ② 他の医療機関でもらっている薬などありましたら、予めお知らせください。

令和6年 2月 1日